

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】

1 9 9 3

北九州市公告第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
youme マート小倉東店  
北九州市小倉南区上葛原一丁目14番108
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
広島市南区京橋町2番22号  
代表取締役社長 山西泰明
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
(仮称) イズミ小倉南店
    - イ 変更後  
youme マート小倉東店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社イズミ  
広島市南区京橋町2番22号  
代表取締役社長 山西泰明
    - イ 変更後  
株式会社イズミ  
広島市南区京橋町2番22号  
代表取締役社長 山西泰明  
ほか2者
- 4 変更の年月日

平成24年6月28日

5 変更する理由

店名変更及び入店業者決定に伴う小売業者変更

6 届出年月日

平成24年7月11日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月23日から平成24年11月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月22日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見